平成 23 年度予算編成等への 政策評価の活用状況

1.	予算編成関係 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	税制改正関係・	•	•		•		•	•	•	•		•				•	•						•	•			•		2
3.	関税改正関係・	•	•	•			•		•			•							•	•	•	•		•					19
4.	財政投融資編成	関	係													•													21

平成 23 年度予算編成における政策評価の活用状況

主な活用事例

《外務省》

報道対策、国内広報、IT広報(効率化等の反映額: 30 百万円)

<政策の概要>

我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること

<政策評価結果の要求への反映状況>

インターネットによる情報発信を拡充強化すべきとの政策評価結果を踏まえ、HPコンテンツの運営費等に重点化する一方、既存経費の見直し等効率化を図り、予算の減額要求を行った。



<政策評価結果の活用の内容等>

政策評価の結果を踏まえ、インターネットによる情報発信の拡充強化に資する経費について精査の上、必要な予算を措置する一方、講演会開催経費について主催者の負担を拡大する等により経費縮減を図ることとした。

《厚生労働省》

男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭が両立できる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること(効率化等の反映額: 70 百万円)

<政策の概要>

男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。

<政策評価結果の要求への反映状況>

政策評価結果を踏まえ、女性の継続就業率や 男性の育児休業取得率を高めていく等のため、 引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。



<政策評価結果の活用の内容等>

政策評価結果を踏まえ、男女の均等な雇用機会及び 待遇の確保の必要性は認められるものの、政策の効率 性の観点から、外部コンサルタントによる支援を行う 「一般事業主行動計画策定及び認定支援事業」につい ては廃止し、次世代育成支援対策推進センターの推進 員による支援により対応することとした。

《経済産業省》

技術革新の促進・環境整備(効率化等の反映額: 8.210 百万円)

<政策の概要>

我が国の高い水準の技術力を十分に活用する施策を展開することを通じ、地球温暖化や資源・エネルギー問題等の地球規模で 発生している課題を世界に先駆けて解決することにより、新しい成長を実現していくことを目指す。

<政策評価結果の要求への反映状況>

研究開発予算の効果的な実施という観点から、 民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業 及び希土類金属等回収技術研究開発に企業負担 を拡大等。



<政策評価結果の活用の内容等>

本施策の必要性及び有効性は認められるものの、研究開発プロジェクトの効果的な実施との結果を踏まえ要求段階において見直しを行った事業についても、予算の効率的な活用という観点から更なる精査を行い所要額を措置。

平成23年度税制改正における政策評価の活用

1. 租税特別措置の見直しにおける政策評価の活用

(1) 税制改正を行うに当たっては、これまでも要望時において各府 省庁に対し、各府省が行った政策評価の結果を記載した要望書の 提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省との議論の材料と してきた。

また、平成22年度税制改正においては、租税特別措置の抜本的な見直しを行うこととされ、税制調査会において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「政策税制措置の見直しの指針(6つのテスト)」が策定された。

上記「指針」においては、租税特別措置の「有効性」を判定する際の基準の一つとして、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に認識されているかが挙げられている。

(参考)『平成22年度税制改正大綱(抄)』(平成21年12月22日閣議決定) ※政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)

- 〇 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、<u>所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いもの</u>として明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。
- 〇 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確 に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として適格であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

(2) 政策評価(行政評価)

平成 22 年度税制改正大綱において、今後の 4 年間で政策税制措置を抜本的に見直し、その見直しに関しては政策評価を厳格に行うこととされたことによる行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の改正等により、各府省が行う事前評価の義務付けの対象として、既存の法人税関係の租税特別措置等の新設、拡充・延長に係る政策を追加する等の見直しが行われた。

このような見直しを受けて、各府省において租税特別措置等の 新設、拡充・延長の要望等に当たり政策評価が実施された。

(3) 平成23年度税制改正においては、税制を納税者の視点に立って 公平で分かりやすい仕組みとするとの観点から、引き続き徹底し た見直しを進めた。

まず、平成 22 年 10 月に税制調査会に設置された「租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するPT(租税等PT)」において、総務省から各府省の政策評価の状況について聴取した。

その上で、税制調査会本体会合において、各省ヒアリングや査定案を通じ議論を行った結果、見直しの対象となった 109 項目の租税特別措置のうち、当初の政策目標が既に達成されていると思われるものや、適用数が僅少であり効果が確認されないもの等、50項目について、廃止・縮減することとされた。

なお、租税特別措置の廃止・縮減に伴う増収見込額は平年度で 約 2,000 億円程度となっている。

2.「租特透明化法」における政策評価の位置付け

租税特別措置の見直しを効果的に進める上では、まずはその適用の実態を明らかにすることが必要不可欠であるとの認識の下、これまで適用実態が十分に把握されてこなかった租税特別措置について、適用実態を明らかにするとともに、その効果を検証できる仕組みとして、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が平成22年4月1日に施行された。

同法には、財務大臣が行う適用実態調査により収集した情報を、各 府省が行う政策評価のために提供することが出来る旨の規定が盛り込 まれている。

『租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律』

(適用実態調査情報の提供)

第6条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第3条第 2項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第12条第1項若しくは第 2項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限 度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報(適用実態調査によって集め られた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に 記録されているものをいう。以下同じ。)の提供を求めることができる。

2 省略

3. 今後の税制改正に向けて

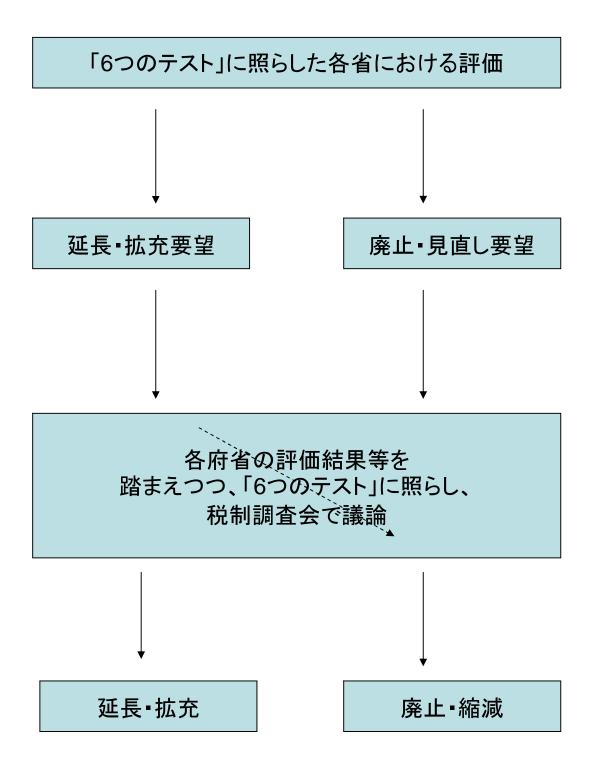
前述のとおり、平成22年度税制改正大綱において、今後4年間で政策税制措置の全てをゼロベースから見直すこととされているが、その際、政策評価を厳格に行うこととされている。

こうした点を踏まえ、今後とも各府省における政策評価を活用するするとともに、租特透明化法に基づいて適用実態が把握できた段階においては、その結果等も参考としつつ、引き続き租税特別措置の見直しを進める。

- (参考)『平成22年度税制改正大綱(抄)』(平成21年12月22日閣議決定) 第2章 新しい税制改正の仕組み
 - 2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称)
 - (1)「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し (略)

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の<u>「租特</u> 透明化法 (仮称)」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明ら かにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

平成23年度改正における租税特別措置の見直しにおける政策評価の利用のイメージ



第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法(仮称)

(1)「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました(別紙参照)。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成 22 年度税制改正では、平成 21 年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で 82 項目、地方税で 90 項目の見直しを行いました。この結果として、国税で 41 項目、地方税で 57 項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の「租特透明化法(仮称)」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

(2) 租特透明化法(仮称)の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法(仮称)」の制定を目指します。租特透明化法(仮称)では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます。

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で241項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとすることを基本とする。

2. 見直しの方針 (「ふるい」)

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

(1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、 その期限到来時に廃止する(サンセット)。ただし、別添の「指針」 に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる 措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以 下の期限を付して存続させることを検討する。

なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実 質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合 には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

(2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、 関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、 その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続 させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価 等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則 を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則 化の適否を検討する。

(3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意し つつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則 として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)

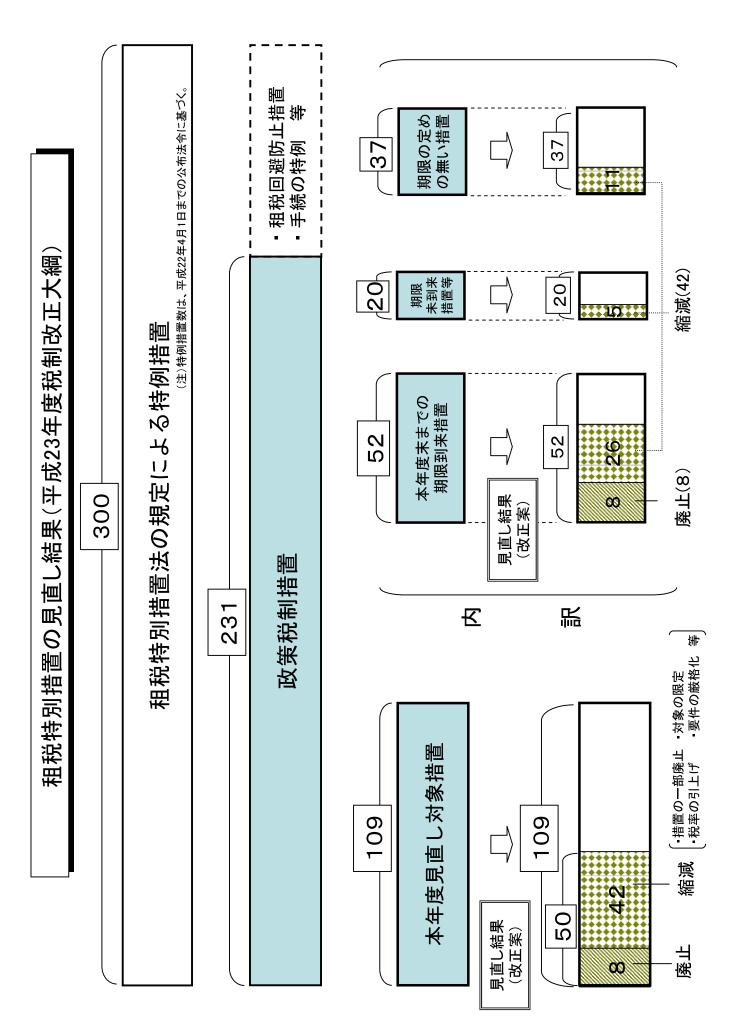
- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要 性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是 認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。
 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、 適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段 として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得で きる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、特に厳格に判断する。

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

4. 法人課税

- (2) 改革の取組み
- ⑥ 租税特別措置(国税)の見直し

法人実効税率引下げに伴う課税ベースの拡大措置に加え、平成22年度税制改正大綱にもあるように、税制を納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするとの観点から、租税特別措置については引き続き徹底した見直しを進めます。平成23年度税制改正においては、政策税制措置について109項目の見直しを行い、その結果として、50項目を廃止又は縮減します。



平成23年度税制改正において廃止・縮減することとされた政策税制措置(案)

- 平成23年度税制改正において見直しの対象となった政策税制措置109項目のうち、廃止又は縮減をすることとされたもの(50項目)を掲げている。 個々の措置・施策において、内容によって適用期限が異なる場合は、適用期限を併記している。 個人、法人で共通の措置については、所得税関係又は法人税関係のいずれかで分類している。

〇法人税関係(25措置)

	平成23年度税制改正大綱	2 (控除上限額等の特例について、) 適用期限の到来をもって廃止	2路比	10 の 4 、 42 の 適用期限の到来をもって廃止 68の12	11、43、68の 特別償却率を8% (現行14%)に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新増設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長		7 機械装置に係る特別償却率を12%(現行16%)に、建物等に係る特別償却率を6%(現行8%)に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長	11の2、44、68 適用期限の到来をもって廃止 19	11.04、44の 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は50億円 (農林漁業関連業種 68の20 に属する事業の用に供する資産については、30億円)を限度とした上、その適用期限を2 年延長	11の3、44の 所要の経過措置を講じた上、廃止 68の21	44の4、68の24 特別償却率を 6 %(現行 8 %)に引き下げた上、その適用期限を1年延長	11の5、44の 対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長 68の26
	根拠条文 (改正前)	措10、10の2、42 の4、42の4の2、 68の9、68の9の2	措10の2の2、42 廃止 の5、68の10	推入	型 2	16 描	措43の2、68の17	措11の2、44、68 の19	措 II の 4、 44 0 2、68の20	措11の3、44の 3.68の21	措44の4、68の24	措11の5、44の 5、68の26
	適用期限 (改正前)	な (注1)増加額等に係 る措置は、H24. 3.31 (個人は平成24年分) (注2)控除上限額等 の特例は、H23. 3.31	H23. 3.31 H24. 3.31			H23. 3.31 (設備ごとの期限)	H23. 3.31	H23. 3.31	H23. 3.31	H23. 3.31 H24. 3.31	H23. 3.31	H23. 3.31
○ なん (4.5) (措置・施策名(改正前)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	エネルギー 需給構造改革推進設備等を取得 した場合の特別償却又は法人税額の特別控除				関西文化学術研究都市の文化学術研究地区 における文化学術研究施設の特別償却	地震防災対策用資産の特別償却		事業革新設備等の特別償却		新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 H23.3.31

2、45、68 <i>O</i>	指12の2、1 3、45の2、6 29	措13、46の2、68 の31	措46の4、68の33	措 14、 47、 68 の 34	措14の2、47の次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長 2、68の35 イ 都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象建築物を地上階数4以上の中高 層の耐火建築物である施設建築物に限定 ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る 措置について、事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件の見直し ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される 建築物に係る措置を除外 ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定 建築物に係る措置について、対象建築物から床面積が50,000㎡以上の建築物を除外 ホ 雨水貯留浸透施設に係る措置について、浸透性舗装に係る面積要件を5,000㎡以上(現行3,000㎡以上)に引上げ
H23. 3.31	H23. 3.31	H23. 3.31	H23. 3.31		H23. 3. 31
特定地域における工業用機械等の特別償却 H23.3.31 指12					特定再開発建築物等の割増償却 H23. 3.31 措1 2、6 (2、6) (2、6) (3、6) (4、7、6) (4、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7

倉庫用建物等の割増償却	H23. 3.31	28 24	措15、48、68の 対象地域につき鉄道貨物駅の周辺区域を除外するとともに、臨港地区の範囲を見直した上、 36 その適用期限を2年延長
植林費の損金算入の特例 H23.3.3.31	H23. 3.31	蝆	52、68の38 適用期限の到来をもって廃止
特定災害防止準備金	H23. 3.31 H24. 3.31	押め	20の2、20の 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金制度について、所要の経過措置 55の6、55の を講じた上、適用期限の到来をもって廃止
		7、 46	
特別修繕準備金 たいしん おいり おり かんしん かんしん おり しんしん おり しんしん おりがん かんしん おいしん かんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	なし	蝆	20の4、57の 対象となる特別の修繕の範囲から、銑鉄製造用の容鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の
		8, 68058	連続式溶解炉のれんがの過半を取り替えるための修繕、ガスホルダーの定期的検査を受け るための修繕並びに貯油槽の定期的検査又は点検を受けるための修繕を除外
中小企業等の貸倒引当金の特例		措57の10、68の	57の10、68の 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を12%(現行16%)に
		59	引き下げた上、その適用期限を3年延長
	割増措置は、H23. 3-31		
	H23. 3.31	措61	適用期限の到来をもって廃止
	H23. 3.31	斯 28	66の10、68の 対象資産から土地及び建物等を除外した上、その適用期限を2年延長
	H25. 3 H23. 3	3.31 3.31 3.31	

(14措置)
○所得税関係(

措置・施策名	適用期限	根拠条文	平成23年度税制改正大綱
上場株式等に係る配当所得の課税の特例	t L	指8の4	適用の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3に引き下げる。
	ts L	措8の5	適用の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3に引き下げる。
	t L	措9の3	適用の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3に引き下げる。
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当 所得及び譲渡所得等の非課税	H26. 12. 31	措9の8、37の14	適用の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3に引き下げる。
	個人は平成23年分 法人はH24. 3.31	措25、67の3、68 の101	25、67の3、68 次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長 イ 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭に引下げ ロ 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上の交雑種を除外
	ر ک <i>ڑ</i>	措33、33の5、33 適 の6、64、64の 外 2、68の70、68の 71	33、33の5、33 適用対象から、 土地等が農地法の規定により買収され、その対価を取得した場合の措置を除6、64、64の 外 68の70、68の
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	なし	措33の4、65の 2、68の73	33の4、65の 適用対象から、土地等が農地法の規定により買収され、その対価を取得した場合の措置を除 68の73 外
特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	個人は123.12.31 法人は123.3.31 (一部123.12.31)	措37~37の4、65 の7~65の9、68 の78~68の80	65 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その 68 適用期限を3年延長 イ 既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産の対象区域を3大都市圏の近 郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域に限定するとともに、譲渡資産から店舗を 除外 ロ 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、対象区域から半島振興 対策実施地域及び離島振興対策実施地域を除外するほか、買換資産の都市開発区域内に おける対象区域を市街化区域等に限定するとともに、既成市街地等内からの譲渡資産を 事務所用等の建物等に限定 ハ 船舶から船舶への買換えについて、環境への負荷の低減に係る要件を見直すほか、買 い換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていることを要件に追加

 本の買換えを適用対象から除外(1) 大気汚染規制区域の内から外へのぼい/煙発生施設の買換え(1) 医音規制地域の内から外への強音発生施設の買換え(1) 麻音規制地域の内から外への強音発生施設の買換え(1) 麻音規制地域の内から外への強音発生施設の関換え(1) 麻質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え(1) 赤質医域の外から内への買換えのうち、流通業務市街地の整備に関する法律の開発を開設する。地方の高速に係る措置、中小企業局度化事業により整備される区域に係る措置、港湾法の協議の展立に係る措置、中小企業局度化事業により整備される区域に係る措置、地方卸売市場を開設する。地方の直接にある計算において農用地区域として定められている区域に係る措置、国文は希道所県加速性の対象では東地域に発力性として定められた成る時間、国文は希道所県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された理が民人に係る措置(1) 農村地域工業等導入他区内への買換え(1) 既成市街地等の区域に係る措置(1) 農村地域工業等導入他区内への買換え(1) 既成市街地等の地域内の建物の高層化に伴う買換えのうち都市再開発法の認定再開発事業計画に係る措置(1) 財政市街地等の地域内の建物の高層化に伴う買換え(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業計画に係る措置(1) 特定民間再開発事業が施行による目機を物の高層が定性を加区がにおける認定建替計画による買換え(1) 内航船舶から他の減価償却資産への買換え 	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長ニ 次の買換えを適用対象から除外 (リ) 特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え		•	適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、税額控除額の計算の基礎となる費用の額に ついては、補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額とする。	次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長 イ バリアフリー改修工事 税額控除額の上限額について、平成23年は20万円とし、平成24年は15万円とする。 ロ 省エネ改修工事 税額控除額の計算の基礎となる費用の額については、補助金等の交付がある場合には、 当該補助金等の額を控除した後の金額とする。	税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を 2年延長
	措37の5	措37の9の2、 の13、65の14、 68の84、68の85	措37の12の2	措41の19の2	指41の19の3	措41の19の5
	\$ T	H23. 3.31	13 L	H25. 12. 31	H22. 12. 31	平成22年分
		認定事業用地適正化計画の事業用地の区域 内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の 課税の特例	工場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び 繰越控除	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額 の特別控除	- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除

〇相続税関係 (3 措置)			
措置・施策名	適用期限	根拠条文	平成23年度税制改正大綱
非上場株式等についての贈与税の納税猶予	ts J	型1	資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に 対する貸付金等を追加
非上場株式等についての相続税の納税猶予	ts L	肿	\mathbb{R}
非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相 な し 続税の納税猶予	なし	拒	干坦
〇登録免許税関係 (8 措置)			
措置・施策名	適用期限	根拠条文	平成23年度税制改正大綱
特定農業法人が遊休農地を取得した場合の 所有権の移転登記の税率の軽減	H23. 3.31	排76	適用期限の到来をもって廃止
	H23. 3.31		<u> </u>
	H23. 3.31		
勧告等によってする登記の税率の軽減	な (一部H23. 3.31)	措79	御売市場法に係る軽減措置について、適用期限の到来をもって廃止

認定事業再構築計画等に基づき行う登記の 税率の軽減	H24. 3.31	措80	適用対象となる登記から合併等を伴わない事業再構築計画に係る資本金の額の増加の登記を 除外
認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減	H23. 3.31	無833	認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の軽減措置を廃止するとともに、認定民間都市再生事業計画に基づく建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象を次のすべての要件を満たす都市再生事業とした上、その適用期限を2年延長イ事業とした上、その適用期限を2年延長有事業とした上、その適用期限を2年延長衛生事業とした上、その適用期限を2年延長値表50,000平方メートル以上の耐水建築物が整備されること 事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積に占める割合が30%以上であること又は都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設に係る一定の整備費用の額が10億円以上であること
特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減	H25. 3.31 (一辪B23. 3.31)	措83の2	
電子情報処理組織による登記の申請の場合 の登録免許税額の特別控除	H23. 3.31	措84の5	特別控除の限度額(現行5,000円)を次のとおり引き下げた上、その適用期限を2年延長 イ 平成24年3月31日まで 4,000円 ロ 平成25年3月31日まで 3,000円

平成23年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価の活用

- 〇 関税率の設定・関税制度の見直しにあたっては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、各省 庁から提出される関税改正要望において個々の措置に関する政策目標、効果、各省庁に おける政策評価の結果等の記載を求め、それを精査することにより関税改正作業を行っ ている。
 - 関税改正要望にあたっては、各省庁に対し、政策目的、要望措置の必要性・適正性・効果、各省庁のこれまでの政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めている。

具体的な記載項目は以下のとおり。

《新 規 施 策》 ・政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、

・要望措置の対象となる産業の現況、関税以外の施策 等

《既存措置の延長》 上記に加え、

・効果の検証、延長の必要性 等

各省庁のこれまでの政策評価の結果

関税改正の審査にあたっては、改正要望書の記載内容について、当該措置が客観的に見て真に必要なものか、当該措置の効果がどの程度見込めるものか、といった観点から精査しつつ、ヒアリングにおいても追加資料の提出及び説明を求めている。

具体的な事例

○ 関税改正要望書の概要:航空機部分品等の免税

[経済産業省]

【目的】

航空宇宙産業における国際競争力の確保、及び産業基盤の維持のため。

【要望措置の必要性】

- ・ 航空宇宙産業は、今後市場規模の拡大が見込まれると同時に、その部材・素材の高度化等は他産業への技術的波及効果をもたらし、今後の我が国経済の成長の基盤となる産業であり、また、我が国安全保障を担う重要な産業であるため、航空宇宙産業への積極的な支援を実施している。
- ・ 航空機用の部品や素材については、プライムメーカー(とりまとめ会社)であるボーイングやエアバスなどの海外メーカーにより海外の規格に合う品を求められることから、製造可能な国内企業が少数に限られており、国内での調達が困難である。
- 宇宙開発分野については、我が国では、官需中心の限られた予算で、科学技術研究

に重点が置かれ、民需獲得に必要な競争力の欠如、産業基盤や技術力の維持・確保に 問題が生じている。また、人工衛星・ロケットを構成する際に必要な部品関係におい ては、特殊な技術やノウハウ等の関係から依然として外国からの技術導入や輸入品に 依存しなければならない状況にある。

・ 以上のこと等から、本制度の延長の措置を講ずることにより、航空宇宙産業の国際 競争力強化を図るとともに、産業基盤を維持していくことが必要不可欠である。

【要望措置の適正性】

・ 本制度は航空機やロケット等開発の低コスト化に直接繋がるものであるため、国際 競争力の強化に効果的に作用するものであるとともに、ひいては我が国産業全体や経 済社会の発展及び国民生活の向上の発展に大きく寄与するものであり、非常に効果が 高いため、本制度は適正である。

【要望措置の効果】

- 今後、航空機の最大の市場であるB737、A320の後継機を始めとした次世代機の開発において、共同開発のパートナー選別が国際的に進められる見通しであり、コスト低減によってさらなるシェア獲得を見込めるとともに、B787やMRJの量産開始等により、2020年には現在の航空機産業の売上高の2倍にあたる2兆円、2030年には3倍の3兆円という目標の達成に資する。
- これまで、ボーイングとの国際共同開発では、我が国の製造分担割合がB767:15%、B777:21%、B787:35%と着実に増加している。
- ・ 平成23年度から平成25年度までの該当品輸入量は約246.8億円を見込んでおり、本制度によって関税の無税化を図ることにより、3年間で約88.1億円のコスト低減が見込まれている。

【各省庁のこれまでの政策評価の結果】

- ・ 本暫定措置制度が開始された昭和35年には航空機産業の生産額は約2百億円だったところ、昭和63年度には約7千億円、平成10年度には1兆円を超え、平成20年度には約1兆2千億円に達した。
- ・ なお、平成20年5月に成立した「宇宙基本法」においては、宇宙開発利用の促進のために政府は税制上の措置を講じなければならないこととされており、同法を受けて昨年6月に策定された「宇宙基本計画(宇宙開発戦略本部決定)」においても、宇宙産業を21世紀の戦略的産業と位置づけ、宇宙産業の国際競争力強化のために本暫定措置の積極的な活用を図ることとしている。
- 上記の改正要望書の精査及びその後のヒアリングを通じた検討の結果、①本制度は航空宇宙産業の国際競争力強化に資すること、②航空機部分品等は依然として国産困難な状況にあり輸入に依存せざるを得ない状況であること等を確認し、航空機部分品等の免税制度の適用期限を3年間延長する改正を行うこととした。

今後の課題

○ 各省庁から提出される改正要望書について、政策評価の活用に資する観点からより充実したものとなるよう、要望措置の効果を検証するための客観的指標の提示などを引き続き各省庁に求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討を行っていくこととしたい。

平成23年度財政投融資計画編成 における政策評価の活用

23 年度財政投融資計画においては、事業仕分けの評価結果及び「新成長戦略」等を踏まえ、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な資金需要に的確に対応することとしており、前年度当初計画と比べ、18.8%減の14.9 兆円としたところである。財政投融資計画編成に当たっては、従来から、財政投融資対象事業の重点化・効率化を図るため、要求時に事業規模や制度改正等要求事項について有効性・民業補完性・財務の健全性等の観点から政策評価を実施し、これらの内容を記載した資料の提出を求め、これを審査において活用しているところである。

23 年度財政投融資計画の編成過程における政策評価の活用例は以下のとおり。

- 〇 重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持・向 上の支援等に必要な資金を融通 ((株)日本政策金融公庫(国際協力銀行業務))
 - 23 年度財政投融資計画額:15,400 億円

(財政融資 7,000 億円、産業投資 2,000 億円、政府保証 6,400 億円)

要求事項	重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国企業の国際競争力維持・向上に向けた国際的事業展開に係る資金需要等に対応するための資金を融通。
(各省庁・機関の政策評価)	① 有効性 本行業務は、原子力、鉄道、水等のパッケージ型インフラ事業を含む戦略的海外投融資に関し、国際的な受注競争が激化する環境の下、「新成長戦略」等を受け見込まれる出資案件等について、我が国の高い技術を活用した海外展開等に資するものであること等から、有効性が認められる。 ② 民業補完性 (イ)株式会社日本政策金融公庫法(第1条)を踏まえ、本行業務は政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、本行業務は、民間資金の動員・活用を積極的に図るべく、要望に応じ保証供与や優先的資金回収等を実施しつつ、民間金融機関と共に融資することを原則としている。 (ロ)公庫法上、本行業務は、①我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、②我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、③地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、又は④国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限定するとともに、「特殊法人等整理合理化計画」における指摘事項等を踏まえ、業務を縮減
	している。

(ハ) 平成22年11月19日に公布・施行された「株式会社日本政策金融公庫 法施行令の一部を改正する政令」により、既に政令指定されている原子力 による発電に関する事業及び主要都市を連絡する高速鉄道に関する事業に 加え、今後、日本企業の先進国における以下の事業に対して、投資金融(融 資・保証)を通じた支援が可能となった。当該事業は、「新成長戦略」に 盛り込まれたパッケージ型インフラ海外展開支援のための官民連携の国家 戦略プロジェクト等において、民間では担えないリスク負担、量的補完や 新たな市場創出のための呼び水効果等が認められることから、民業補完性 は高いと考える。

(対象事業)

- ・主要都市における鉄道に関する事業
- ・水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
- ・再生可能エネルギー源による発電に関する事業
- ・変電、送電及び配電に関する事業
- ・石炭による発電に関する事業
- 石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品等の製造に関する事業
- ・大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- 情報通信等の技術を利用した、電気又は熱の効率的な使用に関する事業
- ・インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業
- ③ その他(財務の健全性への影響等)

(イ)本行業務については、公庫法の償還確実性の原則(第13条第1項)に基づき、償還確実性の確保を貸付等の実施要件としており、営業部門と審査部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。

(ロ)貸付け等の実施後も、不断のリスク管理に基づき所要の債権保全措置 を講じており、こうした貸付債権の償還確実性の確保を通じて財政投融資に 対する返済も確保されている。

(政策評価の 活用状況)

国際協力銀行業務については、民業補完性、有効性、財務の健全性への影響、融資実績等を勘案し、「JBIC インフラ・投資促進ファシリティ」(仮称)の創設により、パッケージ型インフラ海外展開等を推進するための戦略的海外投融資への取組等に重点を置きつつ、所要の事業規模を確保している。

これに必要な財源として、財投機関債と政府保証外債について市場において円滑に調達できる最大限の発行を行うこととし、それでも賄えない部分について、財政融資資金を確保した。さらに、パッケージ型インフラ海外展開を推進するため、産業投資 2,000 億円を措置した。

参考資料

(政策評価の活用状況事例)

(23年度政府案)

平成23年2月財務省主計局

(目 次)

所管	政 策 名	頁
内閣府	市民活動の促進	1
内閣府 (警察庁)	犯罪捜査の的確な推進(うち、DNA 型鑑定の活用)	2
総務省	国家公務員の人事管理の推進	3
外務省	報道対策、国内広報、IT 広報	4
財務省	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	5
	地域の教育力の向上(うち、学校・家庭・地域の連携協力推進事業)	6
文部科学省	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進(うち国際宇宙ステーション開発(うち日本実験棟「きぼう」)に必要な 経費)	7
同	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭が両立できる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した 就業環境を整備すること	8
厚生労働省	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること (うち、労働時間等相談センター事業)	9
	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進(うち、農の雇用事業)	10
農林水産省	林業の持続的かつ健全な発展(うち特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業)	11
	森林の有する多面的機能の発揮(うち、治山事業)	12
経済産業省	技術革新の促進・環境整備	13
国土交通省	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する(うち、自然災害による被害 を軽減するための気象情報の充実)	14
環境省	廃棄物・リサイクル対策の推進(うち、国内及び国際的な循環型社会の構築)	15
防衛省	防衛装備品整備(うち次期輸送機C-2(仮称))	16

- (注)・22 年度当初予算額、23 年度要求額・要望額合計、政府案及び政策評価結果の反映額の下段()書きの計数は、各政策欄の()書きの事業に対応する金額である。
 - ・「~の内数」となっている計数は、複数政策に関連するものについて、総額の内数で表記しているものである。
 - ・政策評価結果等を踏まえて予算の効率化に繋がる取組を行ったものを「政策評価結果の反映額」として記載している。
 - ・計数等については、精査の結果、異動を生じることがある。

所				-	内閣府		政	策	名		+	民活	£ € † 1	乙石	:#										(単	位:百	万円)
					ויוופוניו			ж	П		11.	י בכיים	コヨルマ) IÆ	<u></u>				22年度				23年度				
			**1		会計	組織(勘定)		IJ	Į				Ţ	項				当初予算額	要求額	・要望都	政	府	案	政策的反	植 健 映	吉果の 額
Ť	J	1 4	阧	目	一般会計	内閣	本府	ī	市民活動	加促進費	市目	民活重	動の化	足進	に必	要な	経費		190		14	5		144			20
政	女 策 の 概 要 特定非営利活動法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後もすます重要な役割を果たすことを期待されており、特定非営利活動促法の適切な施行等により、市民活動の促進を図る。								達	成(しょ	う	٤٦	₹ ₹	5 目	標	特定非営利活動促進済	去の適切な	施行等によ	り、市日	民活動の促	進を図	3 .				
目た		達り	成す手	る段	特定非営利活動促進 を行う。	法の適切な		めの体制	画の整備、	、情報発信等	目を	標測	の定	達	成	度る	合方	法	・特定非営利活動促進・NPOホームページへ・特定非営利活動促進価の割合(70%以上)	のアクセス	数の増加(平成20	0年度実績り	(上)	•	の肯定	的な評

政策の必要性

公共サービスの提供主体として、従来の行政機関だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含め た多様な担い手が、多様な分野で参加する、いわゆる「新しい公共」の考え方がこれからの重要な政 |策課題の一つとして注目されている。この「新しい公共」の担い手の一つが特定非営利活動法人であ |る。 同法人は、 「新しい公共」の担い手の一つとして、 今後もますます重要な役割を果たすことが期待 されており、法の適切な施行等を通じた市民活動の促進の必要性が高まっている。

政策の有効性

申請の受理から認証・不認証までの法定期間の遵守などは、制度全般の信頼性の維持に有効 |だったと考えられる。NPOホームページの運用においては、法人の事業報告書等の情報を速やかに 掲載していることで、認証・監督を行う際の広範な情報提供に有効に働いていると考えられる。

また、NPOと行政との連携・協働の推進を目的として行った「官民パートナーシップ確立のための支 援事業」の優良事例について、想定以上の肯定的な評価が得られたことで、関係者の新たな取組を 一行う意欲を高めることに結びついた。

政策の効率性

特定非営利活動法人の認証·監督のための事業報告書等の検査作業及びNPOホームページ掲載 のための事業報告書等の電子化作業等については、引き続き、一般競争を行い、業務の効率的な 実施を図った。

また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、事業内容に基づき請 |負額の精査を行い、経費削減に努めた。なお、当該事業の事業成果に関するフォーラムの開催を見 直し、効率的な実施に努めた。

予算要求への反映内容

今後も法人数の増加が予想される中で、引き続き認証・監督業務が適切に行われる必要があるた め、体制の整備を図る。IT利用による情報提供に関しては、NPOホームページのアクセス件数を減少 |させないよう、ホームページの利便性等を考慮しつつ、システムの運用・管理について、機器構成等 の見直しにより、予算の減額要求を行った。

財 務 മ 考 え 方

政策の必要性

「新しい公共」の担い手の一つとして、特定非営利活動法人の活用による市民活動の促進の必要性が 高まっているため、特定非営利活動促進法の適切な施行のための体制の整備、情報発信等を行うことは 重要である。

政策の有効性

特定非営利活動促進法に基づく申請の受理から認証・不認証までの法定期間の遵守などは、制度全般 の信頼性の維持に有効である。また、NPOホームページの運用においては、法人の事業報告書等の情報 を速やかに掲載していること等によりアクセス数の増加等につながり、認証・監督を行う際の広範な情報 提供に有効に働いている。

政策の効率性

NPOホームページの利便性を考慮しつつ、システムの運用・管理について、機器構成等の見直しにより 予算の効率化を図っている。

その他

市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法の適切な施行のための体制の整備、情報発信等 に一層努め、質の向上を図るとともに、特定非営利活動法人の認証・監督のための認証・監督業務及び システムの運用・管理について、更なる効率化を進めていくべき。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果を踏まえ、NPO情報管理・公開システム等の運用・管理について、機器構成等の見直しを 行う一方、市民活動の更なる促進を図るため、地方ブロック会議に必要な経費を増額する等、所要の予算 額を措置した。

F	:			*	内閣府	T.6	策 名 犯罪捜査	の的確な推進				(単位:百万円)
7					ואוצונין	12X	丸 (うち、DN	A型鑑定の活用)	22年度		23年度	
					会計	組織(勘定)	項	事項		要求額·要望額合計	政 府	案 政策評価結果の 反 映 都
子	· F	1	科	目	一般会計	警察庁	刑事警察費 警察活動基盤整備費 他	犯罪捜査の的確な推進に必要な経費 警察活動基盤の整備に必要な経費 他	490及び 119,561の内数 (1,674)		103,368 <i>0</i>	2及び D内数 (24) 2,540) (24)
ĸ	策	一般会計 警察庁 「の概要 DNA型鑑定を活用した捜査の更なる推進				た捜査の更なる推進		達 成 しようとする 目 標	DNA型鑑定の鑑定事 な活用を更に推進する	件数の過去5年間の増加 3。	傾向を維持する	。また、DNA型鑑定の効果的
目 た	標を め	達/ の	成す 手	る段	DNA型鑑定の適正な	は運用と積極的活用の	推進	目標の達成度合いを測定する方法	上記目標の達成非達	成による評価		

政策の必要性

厳しい治安情勢に的確に対応するためには、犯罪捜査をより効果的・効率的に行うとともに、客観的 証拠を確保することが重要である。このような状況の中、極めて高い精度で個人識別を行うことを可能 とするDNA型鑑定は、捜査上の武器として有効活用され、犯罪捜査において必要不可欠となっている。

政策の有効性

平成21年中、DNA型鑑定を実施した事件数は、前年比5.328件(17.7%)増の35.402件で、過去5年間 の増加傾向を維持しており、

・殺人事件において、現場の遺留物件及び逃走経路から採取した資料のDNA型鑑定により被疑者 の逮捕に結びついた事例(静岡)

・電車内の痴漢事件において、被害者の下着の触れられた箇所から採取した微物に含まれていた 組織片のDNA型と検挙した被疑者のDNA型が一致し、同人の犯行を裏付ける有力な証拠となった

等効果的な事例も数多く見られることなどから有効性が認められる。

政策の効率性

DNA型鑑定は、被疑者の特定に極めて有効な手段であり、限られた行政資源の中で最大限の効果 を挙げるべく努めている。

予算要求への反映内容

評価結果を踏まえ、DNA型鑑定に必要な消耗品費、機器の保守委託費及び修繕費等DNA型鑑定の 実施に要する経費を概算要求した(22年度当初予算額1.674百万円、23年度予算要求額2.564百万 円)。

財 え 方 務 മ 考

政策の必要性

厳しい治安情勢に的確に対応するため、警察には、より効果的・効率的な犯罪捜査を行うことが求められており、ま た、裁判員裁判や公訴時効の見直し等により、犯罪の立証における客観的証拠の重要性がますます高まっているこ とから、犯罪捜査を的確に推進する上で、DNA型鑑定の活用は必要不可欠である。

政策の有効性

DNA型鑑定が実施された事件数は年々増加しており、効果的な事例も数多く見られることから有効性が認められ る。

政策の効率性

厳しい治安情勢に対応すべく、DNA型鑑定の活用を始めとする諸施策により犯罪捜査の的確な推進が図られてい るところであるが、限られた行政資源の中で最大限の効果を挙げるべく、より一層の効率化を図る必要がある。

|政策評価結果の活用状況

政策評価の結果、本政策を引き続き実施する必要性や本政策の有効性は認められるものの、効率性の観点から、 内容を精査の上、必要な予算を措置した。

単	欱.	古	ъ	Щ	١
-	ш.		/ 1	1.1	ч

所				-	総務省	76	策 名 国家公務員	の人事管理の推進				(単位:百万円)
					だが 目	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	東 日 国 多 公 初 兵	の八争自注の推進	22年度		23年度	
		_	٠.		会計	組織(勘定)	項	事項		要求額·要望額合計	政府 案	政策評価結果の 反映額
予	Ħ	Į.	科	目	一般会計	総務本省 人事·恩給局	人事管理推進費	人事管理の推進に必要な経費	162,604	138,677	138,336	-
政	策	စ	概	要	国家公務員の人事 理を推進する。	に関する制度を適	切に運営し、的確な人事管	達成しようとする目標	国民の信頼を確保し を発揮できる環境を	っつ、質の高い行政サ 整備する。	ービスを実現していく	《ため、公務員が能力
					能力·実績主義を 推進及び多様な人		推進、適切な退職管理の 建進 等	目標の達成度合いを測定する方法	国家公務員 種事系 国家公務員の配置軸	第系区分採用者に占める 気換の人数 等	る女性の割合	

|要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

政策の必要性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進においては、能力・実績主義の人事管理のため の人事評価制度が平成21年度から実施されたことから、制度の定着及び円滑かつ適切な運 用を推進する必要がある。

公務員制度においては、天下りあっせんの根絶など、退職管理の一層の適正化を図るととも に、定年まで勤務できる環境整備を進める必要がある。また、厳しい財政状況の下、公務員人 件費の抑制を進め、限られた人材・資源を有効に活用することが求められている。

そのため、人事管理機能を強化し適材適所の人材登用・配置を図り、各行政機関における 適切な人事管理の推進をしていくとともに、職員の再就職の適正の確保及びその透明性を確 保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施する必要がある。

政策の有効性

国家公務員の再就職情報の一元管理・公表やその他の再就職の状況に係る政府全体を通 じた調査・状況把握とそれらの調査等の結果を踏まえた対応により、適切な退職管理の推進

女性国家公務員の採用の拡大やチャレンジ雇用の推進といった取組に関しては、各府省に おいて多様な人材の確保が図られているところであり、その有効性が認められる。

政策の効率性

各政策の実施に必要な調査については、紙媒体から電子データへの移行を進めるなど、必 要最小限の所要経費で効率的に実施するよう努めている。

平成22年度配置転換では、目標数以上の成果を得ており、総人件費改革の一環である国 の行政機関の定員純減に貢献している。

予算要求への反映内容

既存事業については、廃止を含めた見直しを行い、予算を約3割縮減する一方、女性国家公 務員の採用・登用の一層の拡大やメンタルヘルス対策といった重要課題の実現に向けた施策 |について重点的に予算を要求した。

財 方 務 മ 考 え

政策の必要性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進、適切な退職管理の推進及び多様な人材の確保・ 活用の推進により、各行政機関における適切な人事管理の推進を図ることは必要である。

政策の有効性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進については、的確な人事評価を図るために開催さ れる評価者講座について、参加者より、有益であったとの意見も多く、制度の定着及び運用に おいて一定の有効性が認められる。

適切な退職管理の推進については、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表がなされ、 適切な退職管理の推進に寄与しており、有効性が認められる。

多様な人材の確保・活用の推進については、目標値を設定した女性国家公務員の採用の拡 大や国家公務員の配置転換の円滑な実施で、ともに目標を達成しており、有効性が認められ

政策の効率性

23年度要求においては、政策評価結果や執行実績等を勘案し減額の要求がなされる等適切 に見直しが行われていると認められる。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果も活用した上で、政策目標を達成するため、能力・実績を重視した人事運営 の推進、適切な退職管理の推進及び多様な人材の確保・活用の推進に必要な事業を実施する ための所要の予算を措置した。

所				*	外務省		政	策 名 報道対策、[国内広報、IT広報						(単位:百	万円)
Ľ					プトダカ 目		<u> </u>	東 古			22年度		23年度			
			**1		会計	組織((勘定)	項	事項			要求額·要望額合計	政 府	案	政策評価結 反 映	果の 額
予	算	*	枓	目	一般会計	外務本省 在外公館			報道対策及び国内広報等に 要な経費	必	1,500	1,333		1,316		30
政	策	တ	概	要	我が国の外交政策に	関する国内	内外での理解	昇を増進すること。	達 成 しようとする 目	標	進すること。外国報道機	な情報提供を通じて、日本国 関による報道を通じ、海外1 6への理解を増進し、もって	こおける対日理解	·対日親	近感の醸成を図	るとと
目た	標を め	達用の	戎す 手	ବ	適切な報道機関対領 効果的なIT広報の実 効果的な外国報道機	社			目標の達成度合を測定する方	い法	実績評価方式の手法 入れた評価を行うもの	を踏まえつつ、外交政策()とする	の特性を勘案し、	総合評	 呼価方式の手法	を取り

政策の必要性

外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容等について、包括的かつ分かりやすい説明を引き続き行うことは必要かつ重要であり、適切な広報手段により積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。また、インターネットの普及等により、外交政策についての正確で迅速な情報発信が不可欠となっており、動画による情報発信は情報の訴求効果を高める上で重要なツールである。

このほか、外交上の課題に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解とバランスの取れた外国報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。

政策の有効性

メディアに対して適切な情報提供を行うことや外務省が独自に様々なフォーラム、講演等を行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。また、国民からの意見聴取等により、世論の動向を把握することは、国内広報、報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。 また、インターネットを活用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。

| 外国報道機関に対しては、我が国として対外発信したい政策について、個別具体的な取材要 |請にきめ細かく対応することが最も有効である。

政策の効率性

限られた予算や人的投入資源の中、YouTubeを利用した動画配信、コンテンツ掲載・更新業務のシステム化による経費削減等により効率化を図るとともに、ホームページコンテンツの充実など、情報発信を迅速かつ効率的に行うことができた。

また、外国の記者招へいに係る経費を削減するとともに、効率的な情報提供により、我が国の政策等に関連する報道の掲載につなげることができた。

予算要求への反映内容

インターネットによる情報発信を拡充強化すべきとの政策評価結果を踏まえ、HPコンテンツの 運営費等に重点化する一方、既存経費の見直し等効率化を図り、予算の減額要求を行った。

財務省の考え方

政策の必要性

国内、国外に対し適切な情報を発信することは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進し、対日理解の促進、我が国にとって有利な国際世論の喚起をする上で、欠かすことはできない。

政策の有効性

外務省が直接行う広報だけでなく、インターネットや国内外の報道機関等多様な手段を通じて情報を発信していくことにより、様々な関心やニーズ、幅広い層に対して働きかけることが可能となる。

政策の効率性

IT広報への重点化、外国記者招へい事業及び報道関係研修事業等との統合など、効率的な取組を行っていると認められるが、講演会の開催経費について、主催者の負担を拡大する等、一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を踏まえ、インターネットによる情報発信の拡充強化に資する経費について精査の上、必要な予算を措置する一方、講演会開催経費について主催者の負担を拡大する等により経費縮減を図ることとした。

/ i	*	٠,٠	云:	_	ш	١
- ()	₽ 1	W.	н	п	-	1

,	F			*	財務省		政	国有財産の 第 名 子情報処理													(単	位:百万円)
Ľ	<i>'</i> ''				M100 E		~	情報開示		, 40	∸/⊔/۱.	3070	- 276-171	(1U)/±	χυ	22年度			- 2	23年度		
					会計	組織(勘定)	項				事項	Į			当初予算額	要求額·男	要望額合計	政	府 第	政策訊反	⁷ 価結果の映 額
ľ	7	算	科	目	一般	財務	本省	資産債務管理費	国有	⋾財産の	の管理	及びタ	処分に	必要な	経費	10.786		10,663	,	10,215		
					一般	財邪	務局	財務局業務費	国有	財産の	の管理	及びタ	処分に	必要な	経費	10,700		10,003		10,213		-
ĵ	文 9	毎 の) #		による現状把握を行 通財産については、	うい、使用記 その有効	調整等によ 活用を図る	を図るため実態監査等 け有効活用を促進し、普 観点から、適正な管理、 極的な情報公開・発信に	達	成し	ょ	う と	: す	3	標	・国有財産の適正な・電子情報システム				現状把握と積板	極的な情報	假開示
				;する F 段	共用利用予定分等人の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	について、 を除いた売 こ引き以りに する。 多が通知会で を のいでで が が のいで が が のいで が るい ること るい るい るい るい るい るい るい るい るい るい るい るい るい	平成20年度 記却が適当に た物納財産 に全て入札! とが確認され 。 談は、原則 分状況等の	れた場合は、30日以内に として1週間以内に回答 情報について、冊子を発	目を	標測	の道定	建 /	成りる	度合方	い法	実地監査計画の3 物納財産を引受「 財務省所管普通 旧里道・旧水路等 国有財産に関する 国有財産に関する 実施。	け後、1年以下 対産の管理処 の売却事務 3相談、照会	内に入札に 処分事務等 処理状況に の処理状況	付した の外部 こついて ここい	委託状況につ 評価を実施。 Nて評価を実施	いて評価	を実施。

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

行政財産については、その効率的な活用を図るため実態監査による現状把握を行い、使用調整 等により有効活用を促進し、普通財産については、その有効活用を図る観点から、適正な管理、処 |分を行う必要がある。また、国有財産について積極的な情報公開·発信に努めていく必要がある。

政策の有効性

平成22年1月より運用を開始した国有財産総合情報管理システムを活用し、インターネットを通じ て、国民のニーズに即応した国有財産に関する情報のタイムリーな公開が可能となった。

政策の効率性

旧里道・旧水路の売却事務に係る民間事業者の選定に当たっては、一層効率的な事務処理を行 うため、総合評価方式(価格と業務提案の内容を評価)の入札を実施した。

予算要求への反映内容

未利用国有地等の普通財産について、その有効活用を図る観点から、情報提供の拡充、適正な 管理及び処分のために必要な経費について概算要求を行った。

財 務 え 方

政策の必要性

国民共有の財産である国有財産は、その有効活用が求められることから、その手段として、行政財産の現 状把握のための実態監査や、普通財産の適正な管理、処分を着実に実施する等、本政策の必要性が認めら

また、国有財産の現況について、より一層の透明性、情報提供を図る観点からも、積極的に情報公開を進 める必要がある。

政策の有効性

行政財産については、実態監査による現状把握を行い、処理計画を策定することにより行政財産の有効活 用が促進され、普通財産については、効率的な業務運営に資するため管理処分業務の外部委託を推進して おり、国有財産の有効活用や適正な管理、処分につながる取組みであることから、本政策の有効性が認めら れる。

また、国有財産総合情報管理システムを活用したインターネットによるタイムリーな情報公開は、国民への 主要な情報提供手段であり、その有効性が認められる。

政策の効率性

普通財産の管理処分業務については、外部委託の促進や総合評価方式での入札を実施するなどし、効率 的な事務処理を図っている。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果を踏まえ行政財産の実態監査等に必要な経費を措置する一方、執行状況を勘案し、普通財 産の管理処分経費について、単価等の見直しを行い経費の削減をした。

また、平成23年度から普通財産の管理処分等業務などについて、市場化テストでの複数年度一括契約が 実施されることから、更なる業務の効率化や経費の削減が見込まれる。

		(単位:百万円)
23年度		
府	案	政策評価結果の 反 映 額
	9,622	△3,642

(9.450)

(△3642)

地域の実情に応じ自治体が選択し自主的に行う学校・家庭・地域 政策の概要 携協力のための様々な取組みを支援し、社会全体の教育力の向 図る。	—
---	---

管文部科学省

-般会計

Ħ

算科

会計

政

組織(勘定)

文部科学本省

策

事項

地域の教育力の向上に必要な

地域の教育力の向上

業)

項

生涯学習振興費

名 (うち、学校・家庭・地域の連携協力推進事

経費

地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組みを支援することによ |**達 成 し よ う と す る 目 標**|り、社会全体の教育力の向上及び社会全体で子どもたちの教育を支援する体制づくりの推 進を図る。

10.185

(9.813)

①事業成果の集約・分析、関係団体等との連携・協力の推進、シンポジウム 目標を達成するの開催等による普及啓発などを実施。

力のための様々な取組みを支援。

目標の達成度合 ための手段|②地域の実情に応じ自治体が選択し自主的に行う学校・家庭・地域の連携協 |を測定する方

①地域における取組の実施状況(箇所数)

15.997

(13.092)

22年度 当初予算額

②取組に参画した地域人材(専門性のある人材や地域住民・ボランティア等)の数 法 ③関係者への意識調査等による事業の進捗状況等

|要求額・要望額合計|政

要求省庁による政策評

① 政策の必要性

地域の教育力に関する実態調査報告書(H18年3月文部科学省調査)において、保護者に「地 域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、55.6%が「以前と比べて低下してい る」と回答。また、「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(H19年2月内閣府調査)で は、小・中学生の保護者に子育てや教育の問題点を複数回答で求めたところ、58.3%が「地域 |社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」を挙げているなど、地域の教育力の低下が |示されている中、学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組みを支援し、総合的に地域 の教育力の向上を図る必要がある。

② 政策の有効性

地域の実情に応じた取組を支援することで、地域における教育力の向上を図るとともに、成果 |の集約・分析や普及啓発を実施し、地域における活動の一層の推進や、様々な課題等への対 応を推進するなど、社会全体で子どもたちの教育を支援する体制づくりの推進に有効であると 考える。

③ 政策の効率性

地域の選択により実施する取組を支援することで、地域のニーズに応じた効率的な施策の推 |進が可能となる。さらに、これまで独立したメニューとして実施していた取組の一体的な実施を 可能とすることで、より現場の実態に即した実施を可能とするとともに、委員会や研修等の一本 化を可能とするなど、事業の効率性の向上を図った。

4 予算要求への反映内容

地域住民等の参画による教員の補助や学校支援、放課後等や週末等における子どもたちへ の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供、親への学習機会の提供や相談対応などの教 |育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に |組み合わせることを可能とし、委員会等や研修の一本化や地域人材の効果的な活用など、効 |率的な実施が可能となるよう事業を改善したほか、予算の執行状況等を反映して予算の減額 要求を行った。

方 財 務 省 മ 考 え

① 政策の必要性

教育基本法(平成18年改正)第13条に掲げられた「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に ついて、国内における総合的な推進・定着を図るため、地域の様々な取組を支援することは必要と認めら |れるが、基本的には地方の取組に委ねられるべきものである。但し、これまで個別に行われてきた取組を |有機的に統合するなど、より効率的・効果的に進めていくために国の支援が必要なものについて政策的 支援を行うことについては必要性が認められる。

② 政策の有効性

国の支援により、各地域の個別に進められていた類似の取組などの統合・効率化が促進される限りに おいては、政策の有効性は認められる。

③ 政策の効率性

各地域の取組内容、規模等を精査・分析し、優良事例情報の提供や、更なる発展へ向けた課題及びそ の解決方策の提供などを行うとともに、事業全体の更なる効率化を図るべきである。

政策評価結果の活用状況

地域における様々な機関の連携や、それに伴う取組の充実が図られているなど、政策評価結果から本 政策の必要性及び有効性は認められるものの、事業実績等を勘案しつつ、要求時における見直し内容 から更なる精査を行い所要額を措置。

Į	F		4	了 文部科学省		祕		宇宙・航空ダ											<u>í</u>)	单位:百	万円)
Ľ	,ı			人的行子省		143	ж т	験棟「きぼう	」)に必	必要な紹	と費)	()51	个天	22年度			2	3年度			
				会計	組織(勘定)	İ	頁			事項			11/ Am 77 AM dag	要求額	•要望額合計	政	府 豸	政策記	平価 紀 映	·果の額
	予算	. 7	幹 目	一般会計	文部科学	本省	研究開発推	進費		航空分 必要な約		开究開	発の推	10,410		10,243		10,22	5	-	
j	対 策	Ø	概 勇	JAXAが実施する民語 府とアメリカ合衆国船 要する経費に対して 責務の遂行に寄与る	i空宇宙局と 補助を行い、	:の間の了解 もって宇宙				しょ	うと	する	目標	10-6-4国際宇宙ステー は技術や宇宙環境の て国際協力・交流を行	利用技術						
		·達』 の	或する 手 兵	有人宇宙技術をはじ 盤の充実、新たな科 て国際宇宙基地協定 棟「きぼう」の運用・2	学的知見のことに基づき、	獲得、及び 国際宇宙ス・	国際協力の推議	進を目的とし		票 の則 定				本達成目標は宇宙開発はつる関連業務の実績に				準においては	、独法評价	五 委員会	会にお

① 政策の必要性

国際宇宙ステーションの推進は、宇宙先進国としての国際的な地位の維持・向上や、我が国単独では習得が困難な有人宇宙技術や宇宙環境の利用技術の獲得等のため、我が国にとって重要な意義があり必要である。

② 政策の有効性

国際宇宙ステーション計画については、平成21年7月に日本実験棟「きぼう」が完成し、「きぼう」の開発・運用・利用が概ね計画通りに進捗した。「宇宙基地協力協定」などの国際約束に基づく 義務を着実に履行すると共に、我が国の有人宇宙技術の蓄積が進んでおり、有効に実施されている。

③ 政策の効率性

本施策目標の実施により、宇宙・航空分野の研究・開発・利用を積極的に推進するといった効果が見込まれるほか、宇宙・航空分野の研究・開発・利用を積極的に推進することにより、宇宙基本法の理念である国民生活の向上、産業の振興、人類社会の発展等を目指すことができる。

4 予算要求への反映内容

ISS計画については、平成21年7月に完成した日本実験棟「きぼう」において、引き続き社会ニーズに対応した成果の創出を目指した実験、船外での科学実験など「きぼう」の更なる多様な利用を継続する。

財務省の考え方

① 政策の必要性

宇宙環境の利用技術等は、我が国の科学技術発展に貢献するものであり、本政策は重要な施策と認められる。

② 政策の有効性

日本実験棟「きぼう」の完成以来、着実に計画が進捗しており、また、国際約束に基づく義務履行も行っていることから、政策の有効性は認められる。

③ 政策の効率性

日本実験棟「きぼう」において使用する機械装置などは特殊な宇宙環境にも耐える必要があることから機器製作期間が長期間におよぶとともに、このような機械装置などに使われる特殊材料は購入単価の変動が大きいことから、調達コストが不安定な傾向にある。そのため、調達コストを抑制する必要性から、国庫債務負担行為を活用した調達を行うなど経費削減に努めている。

④ その他

平成22年11月の行政刷新会議における「事業仕分け(再仕分け)」において、当該政策を含めた宇宙関連施策について、「平成23年度予算について、予算要求の縮減(平成22年度当初予算の水準)(※23年度概算要求から22年度補正予算案による前倒し分を縮減とみなさない)」との評価結果を受けている。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を踏まえ、日本実験棟「きぼう」において多様な研究・利用が適切に実施されるために必要な予算を確保しつつ、上記④を踏まえた調達コストの更なる縮減を行った。

所				*	厚生労働省	Т			労働者が 家庭が両											(単位	立: 百万F	9)
					子工力倒自	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	. ,		対応した記					W * —	22年度			23年				
		_			会計	組織(勘)	定)	項				事項				要求額	·要望額合計	政 店	秦	政策評 反		の額
予	#	乔	<u></u>	目	一般会計 労働保険特別会計	厚生労働本省 労災勘定 / 雇	中間中	男女均等雇用対 労働安全衛生対 女均等雇用対策費	策費/男	要な経費 労働3	労働者の均等 費 安全衛生対策 等な雇用環境	策に必要	な経費	/ 男女労働	14.012		13,930		13,588			70
政	策	တ	概	要	男女労働者が性別により差別 もに、育児や家族の介護を行 こおける男女の均等な機会 育児・介護とを両立できるよ	う労働者の福祉の ^は 及び待遇の確保、育	増進を図るこ 児・介護休第	と等の目的のために、) 業制度の定着促進、労働		達成	しょ	うと	する	5 目 村	育児・介護を行う労働	者が仕事	と家庭を両立し	やすい雇用ヨ	環境を整備	すること		
目た	標を め				育児·介護を行う労働 することを奨励するた 援 等				竟を整備 用の支	目を	票の 説	達 成 す	きる	合 し 方 え	育児休業取得率、第7 ている事業所の割合、 合等	児出産前 一般事業	前後の女性の継続 第主行動計画を第	続就業率、育 策定し次世代	「児休業を に育成支援	就業規則等に取り組む	等に規定し 3企業の害	ノ削

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

政策の必要性

男女の均等な雇用機会及び待遇の確保については、昭和61年に男女雇用機会均等法(以下 均等法」が施行され、二度の改正を経て、法制度の整備は大きく進展しているものの、依然と |して女性労働者の勤続年数が男性の平均勤続年数に比べ、いまだ短〈なっている現状がみら| れることから、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。

また、急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含 |めた対策が求められており、企業が従業員のために働き方の見直しを含めた次世代育成支援 対策を行うことを促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定・実施を着 |実に進める必要がある。

政策の有効性

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対 応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支 |援のための事業を実施しており、これらの施策を実施したことにより、 育児休業取得率等が上 |昇する等の効果が見られ、取組は有効である。

政策の効率性

都道府県労働局では、 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向け、 |行政指導や助成金支給の事業を実施しているほか、 男女雇用機会均等に係る法令の履行 を確保するため、法違反の蓋然性の高い業種・地域に重点を置いて事業所を選定するなど、計 画的な事業所訪問を実施している。

の両事業を効率的に実施するため、訪問の機会に併せて助成金の説明を行うなど、効 |率的な事業実施に努めている。また、男性に対する意識啓発や社会の機運を醸成するための 事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的に事業を実施してい

予算要求への反映内容

政策評価結果を踏まえ、女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のた め、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。

務 考 え 方 മ

政策の必要性

男女の雇用機会の均等及び待遇の確保に関し、今後の少子高齢化を見据え、女性の就業率の向上、 ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進することは重要であり、新成長戦略(平成22) 年6月18日閣議決定)においても、2020年までに「25歳~44歳までの女性就業率73%(2009年は66%)、 |第1子出産前後の女性継続就業率55%(2009年は38%)、男性の育児休業取得率13%(2009年は 1.23%)』と目標が掲げられたところであり、今後ともこれらの目標を達成していくための施策を推進してい くことは必要であると考える。

政策の有効性

近年の育児休業取得率等の上昇について、相談対応や行政指導、助成金の支給によるインセンティブ を付与したことによる効果は認められるが、将来的には助成金の支給が無くとも取組が推進されるよう、 |規制等を含めた検討が必要である。

政策の効率性

行政刷新会議「事業仕分け」において、公益法人を通じて助成金を支給していた事業について、管理費 の支出が高額であるなどの指摘を踏まえ、平成23年10月より都道府県労働局において一括して助成金 支給の事務を行うこととしており、効率的な事業実施を図っている。

しかし、次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画策定・届出の義務履行のための支援 として、厚生労働大臣が指定する次世代育成支援対策推進センターの推進員による支援・周知を行って |いる一方、 計画策定を支援するため、 外部コンサルタントによる事業主に対する個別訪問を実施すること としており、事業に重複が見られる。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果を踏まえ、男女の均等な雇用機会及び待遇の確保の必要性は認められるものの、政策 |の効率性の観点から、外部コンサルタントによる支援を行う「一般事業主行動計画策定及び認定支援事 |業」については廃止し、次世代育成支援対策推進センターの推進員による支援により対応することとし た。

所				管	厚生労働:	政	労働者の安 安心して働く	全と健康が確保され、労働者として ことができる職場づくりを推進するこ				(単位:百万円)
				-			_	寺間等相談センター事業)	22年度		23年度	
					会計	組織(勘定)	項	事項	当初予算額	要求額·要望額合計	政 府 案	政策評価結果の 反 映 額
予	Ħ	Ī	科	目	労働保険特別会計	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働安全衛生対策に必要な経費 他	24,259 (284)	· ·	,	
政	策	စ	概	要	進を図るとともに、健	減少を図るため、労働 康相談の実施や産業 労働者の健康確保を	災害防止対策の効果的な推 医の選任等を義務付けるこ 図る。	達成しようとする目標	・労働災害等による死・定期健康診断におけ	亡者数を19年度の実績 する有所見率の増加傾	績値と比較して20%減り 向に歯止めをかけ、減り	かさせること 少に転じさせること
目た	標を め	達の	成す 手	る段	労働災害防止対策及	及び労働者の健康確保	受対策の推進	目標の達成度合いを測定する方法	·労働災害等による死 ·定期健康診断におけ			

政策の必要性

労働災害の発生件数は、長期的には、減少傾向にあるが、依然として休業4日以上の死傷者数は年間10万人を超えており、引き続き労働災害の防止に取り組む必要がある。また、経済がグローバル化し、産業構造、就業構造や現場での作業の態様が急速に変化してきている中にあっては、従来の手法に頼るだけではなく、新しい災害防止手法を検討していく必要がある。労働者の健康確保を図るための定期健康診断における有所見率は年々上昇しており、健康診断結果に基づく健康管理措置を確実に実施させるとともに、職場における健康づくり対策を推進する必要がある。

政策の有効性

労働災害の発生状況は、平成21年は死亡者数が1,075人、休業4日以上の死傷者数が105,718人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であったと評価できる。

政策の効率性

労働災害防止対策については、業種、事業場規模、事故の型ごとの労働災害の発生状況を分析し、重点すべき行政施策を5年ごとに決定するとともに、それを踏まえて、事業場で実施されるべき安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施しているものと評価できる。

また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を報告するように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組が図られていると評価できる。

予算要求への反映内容

政策評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続し、必要な予算を要求することとした。

財務省の考え方

政策の必要性

労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間1,000人を越える労働者が死亡しており、また、休業4日以上の死傷者数も年間10万人を超えていることから、業種別や生産工程等の多様化・複雑化等に対応した労働災害防止対策の的確な推進が必要と考える。

定期健康診断における有所見率は増加傾向にあり、効果的な健康確保対策を推進する必要があると考える。

政策の有効性

労働災害の発生状況については、前年に比べ減少していることから施策目標達成のための有効な 取組であったと考えられるが、労働者の健康確保対策については、定期健康診断における有所見率 の上昇傾向に歯止めをかけられておらず、効果的な対策を講じる必要があると考えられる。

政策の効率性

当該施策は、労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進するものであり、労災保険給付事業の健全な運営を確保するための効率的な取組を行えたものと考えられ、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと考えられる。

その他

しかしながら、当該政策を遂行するための手段の一つである労働時間等相談センター事業については、全国に相談センターを設置のうえアドバイザーを配置し、労使双方からの、長時間労働の是正などの労働時間に関連した相談や職場の安全及び健康確保に関する相談に対応するものであるが、相談件数が減少傾向にあり、低調であるなど、有効性・効率性において妥当であるとは認められない。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果を踏まえ、政策の有効性・効率性の観点から、委託により全国に相談センターを設置のうえアドバイザーを配置する「労働時間等相談センター事業」については廃止し、直接、都道府県労働局及び労働基準監督署において、労使双方からの相談について対応することとした。

所			1	*	農林水産省		形	策 名	意欲ある多	様な属	農業	者に。	よる鳥	農業經	至営σ.)推							(単位	立:百2	万円)
					長		Щ	ж ъ	進(うち、農の	の雇用	用事	業)					22 年度			23	年度				
			•••		会計	組織(- (勘定)	I	Į				事項	Į			11/4	要求額	・要望額合計	政	府	案	政策評句	価結 映	果の額
Ť)4	· *	¤		一般会計	農林水産	本省	農業経営対	策費	農業	経営	対策	まに必	要な	:経費		657,558 (2,115)		325,944 (1,828)		544,5 (1,82			(178)
政	策	စ	概!	更	我が国農業の将来を 等への雇用就農を仮	E担う新規就 E進する	忧農者を育成	ҟ∙確保するため	か、農業法人	達丿	成し	よ	うと	. †	る 目	標	新規就農青年(39歳)	人下)の雇	用就農者数∶年	間7千人	程度(平成	2 7 年	F度)		
目た	標を め	達. の	成す 手(る段	· 就農希望者と農業 · 農業法人等が就農	法人等との ³ 希望者を雇	マッチング支 用して実施	援 する実践的なG	研修を支援	目を	標測	の i 定	建す	成 度 る	を 合	い法	「新規就農者調査」(鳥	具林水産 省	当統計部) により	測定					

政策の必要性

我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展など厳しい状況にあり、今後は農家子弟だけでなく農外からの新規就農者を確保する必要がある。

また、新たな食料・農業・農村基本計画において、雇用される形での就農等、幅広い人材の育成・確保を推進することとしているとともに、農の雇用事業は雇用対策としても重要な位置づけにあることから、国として着実に実施する必要がある。

政策の有効性

農業法人等への雇用就農については、技術習得や資金の確保といった就農時の負担が少なく、農外から幅広く農業に参入しやすい重要な就農ルートである。農の雇用事業の実施により、農業法人等が新たに雇用した就農希望者に、農業技術等の習得に必要な実践研修(OJT研修)の実施を支援することにより、農業法人等への雇用就農が一層促進され、人材を確保し、育成されることが期待できる。

政策の効率性

就農情報の提供、就農相談、農業法人等への就業相談会の開催、短期就業体験により就農希望者と農業法人等のマッチングを支援するとともに、農業法人等への就業後に農業経験が乏しい新規就農者に対して実践研修の実施を支援することにより、就農から就農後の人材育成まで「一体的に支援することにより、雇用就農者を効率的に確保・定着する仕組みとしている。

予算要求への反映内容

農外からの新規就農の促進を図るため、農業法人等への雇用就農を重要な就農ルートと位置づけて、OJTの実施などを重点的に支援する一方、実施にあたっては、事業効率を高め、限られた財源の中で着実な事業効果の発揮に努めることとして事業規模の見直しを行った。

財務省の考え方

政策の必要性

農業従事者の減少、高齢化の進展を解消するための施策として、新規就農青年(39歳以下)の確保や新規雇用就農者の受け皿となる農業法人等の経営発展に資する人材の育成・確保を促進する本事業は、農業の継続的発展の観点から必要性が認められる。

政策の有効性

雇用就農希望者に対する就農情報の提供や就農相談等の農業法人等とのマッチング支援から、就農後の実践研修を通じた人材育成に至るまで継続した支援を行うことは、農外出身者でも就農しやすい雇用就農を促進する上で有効であり、新規就農者の人材育成・定着へと繋げる効果があると考えられるため、有効性が認められる。

政策の効率性

農業法人等への就業相談を地域の事情に精通した都道府県等で実施することや、新規就農者に対する実践研修の実施支援についてのコスト縮減など、効率化を図っている。

|政策評価結果の活用状況|

政策評価に掲げている新規就農青年(39歳以下)を平成27年度に年間15千人程度(うち雇用就農者7千人程度)確保するとの目標を達成するため、新規雇用就農者(39歳以下)を、直近(平成21年度)の実績5.1千人から、平成23年度は6.3千人程度へと増加させる一方で、政策評価結果を踏まえ、事務経費等の見直し、社会保険への加入などの労働環境整備に意欲的な農業法人等へ重点化するなど、予算の効率化を図っていることから、評価結果の反映が適切に行われていると考えられる。

所				-	農林水産領	<u>ب</u>	政	策	名 。	林業	の持続	的かる	つ健全	≧な発	展								(単1	位:百	万円)
7					展		<u> </u>	來	(5	ち特用林産	物経営安	定化·	消費拡	大総合	対策事	業)	22年度				23年度				
		_	4.1	_	会計	組織	(勘定)		項				事」	Į				要求都	·要望額合計	改	府	案	政策評 反	価結 映	果の 額
*	F	E 7	阧	目	一般会計	林	野庁	林業	έ振興対	策費	林業	振興	対策に	こ必要	な経費	leeds	5,432 (71)		7,56 (42			6,964 (33)			9 (9)
政	策	Ø	概	要	特用林産物について ことにより、林業の持	消費者の安 続的かつ健	全·安心の 全な発展)確保及び終 を図る。	Z営高度(化を図る	達成	しょ	; う d	とす	る目	標	効率的かつ安定的な 効率的かつ安定的な							ェアの)増加
		·達』 の	成す 手	段	特用林産物に係る び消費者の理解促進 特用林産物の生産 に対する補助	に向けた普	及活動等	に対する補助	助		目標を測	の定	達 : す	成りる	度 合	い法	、 の各指標についいては、「素材生産費等により実績値を把握。	ては、農 等調査」、	林業センサスより木材需給表(木	り把握。 林野庁)	農林業セン」、「森林組育	サス <i>か</i> 合統計	が実施され †(林野庁約	ない年 圣営課	Fにお !)」等

政策の必要性

施業集約化や低コスト化による望ましい林業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な林業 経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担い得るための取組等を推進する必 要がある。

政策の有効性

効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらが林業生産の相当部分を担う林業構造を確立す |ることは、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を可能にするためにも有効な施策であ

政策の効率性

森林施業プランナーの育成に当たり、特定の団体への事業委託方式から公募方式に見直すこと や交付ルートを国が直接交付する方法に見直すことなどにより、予算の効率化を図り、更に取組を 加速させる。

予算要求への反映内容

森林・林業再生プランを踏まえ、意欲と実行力のある者が、最小流域単位(数百ha規模)に面的 なまとまりを持って集約化や路網整備等を行う森林経営計画(仮称)を導入する。

また、同計画の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出すための必 |要な経費を支払う新たな支援措置を創設し、このことを推進するため、フォレスター、森林施業プラ ンナーなど集約化を担う人材の育成、簡易で丈夫な路網の整備などに対する支援を行う。

省 方 財 務 മ 考 え

政策の必要性

特用林産物に対する消費者の安全・安心の確保及び経営高度化を図ることは、安定的な林業経営に資す るものであり、また、技術開発についても効率的な林業経営に不可欠であるため、本政策の必要性は認めら れる。

政策の有効性

特用林産物に対するトレーサビリティの導入に向けた取組状況の調査等については、消費者の安全・安心 の確保のために有効性があると認められ、安定的な林業経営に寄与するものであるが、特用林産物に係る |消費者の理解促進に向けた普及活動(生産者と消費者の交流支援)については、より効率的な実施手法を 検討する必要があると思料される。

また、新生産技術・新規用途技術の検証に対する補助については、事業化に至ってないものの実用化を 喫緊に検証し、販売力の強化、経営の高度化を図ることで、効率的かつ安定的な林業経営を育むことが可 |能となるため、政策の有効性が認められる。

政策の効率性

本政策については、交付ルートを国の直接交付方式に改めるとともに、事業内容の見直しを行った上で予 算要求が行われており、政策の効率性が認められる。

政策評価結果の活用状況

本政策の妥当性は、安定的な林業経営に資するものである等により認められ、また、23年度概算要求時 点において交付ルートの見直し等を行っており、その効率性についても認められる。

しかしながら、政策の有効性については、生産者と消費者の交流支援に関し、より効率的な実施手法を検 討する必要があると思料されたことから、それらについて精査の上、予算を措置した。

所				管	農林水産	rk	政	策	名	森林の	の有っ	する多	多面的	内機	能の	発揮										(.	単位:百	万円)
ולת				10	辰 怀小庄 [*]	Ħ	JĘX.	來	12		(う	ち、	治山	事業)				22年度				2:	3年度				
					会計	組織((勘定)		項	Į.				事項	Į					要求額	・要望	額合計	政	府	案	政 策 i 反	評価結映	ま果の 額
予	算	. 1	科		一般会計 国有林野事業特別会計		庁 他			美費 他					要な糺			(8	596,127及び151,323の内数 84,224及び117,369の内数)	(73,870	3及び140,61 及び117,369	の内数)		及び56,919の 及び25,669の			(△250)	
政	策	Ø	概	要	国民生活の安全・ めの施策を推進す ²	の防止のた	達月	成し	、よ	うと	<u></u>	る	目	標 5	周辺の森林の山地災 6,000集落(平成25年	害防止 度) へ増	機能等が 加させる。	確保され	た集落数	数を、52,00)0集落	客(平成	20年度)	から				
目た	標を め	達」 の	成す 手	る段	治山事業による治山	施設の設置	や海岸林・『	方風林の	保全等	を実施	目を	標測	の 定	達 す	成 J る			い 法	都道府県等を通じて DランクA,B,Cで評価	実績値を	・把握し、彳	各年度毎	の達成	目標に対す	 「る実	績値の	 達成率を	を3つ

① 政策の必要性

我が国の国土は、地形が急峻、地質が脆弱である上に火山・地震活動が活発であることから、山地災害が発生しやすい条件下にあり、山地災害等の防止のための治山対策が必要である。 このため、森林の持つ国土保全機能等の公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、 治山施設の設置や海岸林・防風林等を保全するための取組等を推進する。

② 政策の有効性

平成21年における7月中国・九州北部豪雨や平成22年における梅雨前線による大雨にみられるように、集中豪雨等による大規模な山腹崩壊、土石流などによる激甚な山地災害が発生している状況の中、治山対策を推進し、集落周辺の森林の山地災害防止機能等を高めることは、地域の安全・安心の確保を図る上で有効な施策である。

これまで講じてきた取組みにより、目標達成に向けて、概ね着実に進捗してきたところであり、同様の効果が期待される。

③ 政策の効率性

行政事業レビューにおいて、「優先度に応じた事業の重点化」、「コストのあり方」等改善の余地があるとの指摘を受けたことを踏まえ、大規模な山地災害等に対する復旧対策及び水源地域における森林再生対策への重点化を図る。なお、事業の実施に当たっては、コスト縮減対策をさらに推進しることにより限られた予算の中で最大限の効果を発揮させる。

4 予算要求への反映内容

引き続き、山地災害等の防止を図るため、治山施設の設置や海岸林・防風林等を保全するための取組等を推進する。特に、大規模な山地災害に対する復旧対策のための直轄治山事業等や水源地域における機能の低下した保安林の整備に重点化する。

また、的確な工種・工法の選択等によるコスト縮減対策を推進するとともに、現地発生材を活用した鋼製・木製型、スリット型、低落差型の治山施設など生物多様性の保全等に資する対策を推進する。

財務省の考え方

① 政策の必要性

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る観点から必要性が認められる。

② 政策の有効性

近年、局地的豪雨等に伴う山腹崩壊や土石流等により山地災害が多発しており、これらの荒廃地を放置した場合、再度災害が発生するおそれが高いことから、集落周辺の安全・安心の確保のため早期に治山対策 を講じることが有効であると認められる。

③ 政策の効率性

災害の発生状況や荒廃状況に応じた的確な工種・工法の選択によるコスト縮減対策を推進するとともに、 既存施設の嵩上げやスリット化などの有効活用、工事に伴い発生した土砂や保安林整備により発生した木 材を治山施設に活用することにより、引き続き、効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況

山地災害に対する復旧対策や水源地域における機能の低下した保安林の整備に重点化しつつ、既存施設の嵩上げ等のコスト縮減対策による経費の縮減を図り、必要な予算を措置した。

(畄)	位 ·	古	F	Щ	١
\ -	114.	-			

所			4	経済産業省	l _a	Titr :	策 名	技術革新のの	2:件. 1四:	+辛敦/生	<u> </u>									(単	位:百万	円)
				栏	,		宋 口	1又1作1 平 利 い	E.连. 况	児罡俑	1				22年度			2	3年度			
				会計	組織(基	助定)	I	Į			事項	İ				要求額	要望額合計	政	府 第	政策評反	価結界 映	観
予	算	彩	‡ [一般会計	経済産業本	省	技術革新促进費	生·環境整備	産業技 必要な		开究開	発の	推進	C	11,631,229		4,488,095		4,301,725	5	8	3210
政	策	တ ‡	概 3	我が国の高い水準の技術力 ルギー問題等の地球規模で 実現していくことを目指す。]を十分に活用する 発生している課題:	施策を展開す を世界に先駆!	ることを通じ、地球温 ナて解決することに。	は暖化や資源・エネ にり、新しい成長を	達成	しょ	うと	す {	5 目	標	·研究開発プロジェクト ·産学官が結集した新 ·民間の研究開発力強	たな研究	開発体制の構築	£				
目 た	票を	達成の	覚す : 手 ₽	5 · グリーン・ライフイノベ ・「つくばイノベーション ・研究開発税制や技術	フリーナ増相	の性性にト		た人材を結集	目 標を 測	の意	達りす	龙 度 る	合方	い法	·研究開発投資の額、 業·大学の数等を指標	論文発表 としている	———— 数、特許出願数 5。	、産学官	 官の共同研究	 開発に参加]している	企

要 求 省 庁 に よる 政 策 評

政策の必要性

·新成長戦略では、「2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする」 |ことが目標とされている。また、「政府の関与する研究開発投資を第4期科学技術計画に沿って |拡充する」こととされている。

・地球的な課題の解決のためには、政府の研究開発投資をグリーン・イノベーション、ライフ・イノ ベーションに重点化していくことが必要

政策の有効性

我が国が有する優れた技術及び技術開発能力を発揮し、革新的な技術(構造・素材やシステ ム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を超えた革新性を持ち、大幅な温室効果ガス の削減に寄与する革新的な技術)の開発を促進することにより、低炭素社会の実現等に寄与す るものであり、大きな効果が期待される。

政策の効率性

産学官の知見を結集した「技術戦略マップ」を踏まえた研究開発に重点投資し、より効率的な 実施が実現される。また、技術戦略マップ等に基づき定められた戦略的重点領域に対して、国主 |導による研究開発プログラム等の予算事業と標準化等と一体的に実施することにより、一定の |予算額の投入に対して効率的な実施が可能である。さらに、これらの成果の創出に留まらず、異 |分野の知識、情報·技術等の融合の促進及びその場の形成·整備、高度な研究者·技術者の人 |材育成と併せて図ることにより、民間部門を中心とする我が国全体のイノベーション・システムが 構築される面への貢献も十分に期待される。

予算要求への反映内容

研究開発予算の効果的な実施という観点から、民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事 業及び希土類金属等回収技術研究開発に企業負担を拡大等。

財 務 മ 考 え 方

政策の必要性

新成長戦略では、「2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする」ことが目 標とされている。

政策の有効性

グリーンイノベーション、ライフイノベーションに関わる共通基盤的な研究開発することにより、成果が実 用化され普及される限りにおいては政策の有効性は認められる。

政策の効率性

事業仕分け第1弾において

- ・100%国費負担を2/3を上限に見直し
- 全体的なコストの縮減
- 実証等を主目的とする研究開発に対しては、事業仕分け第3弾(再仕分け)において、
- ・国費100%事業へ企業負担を導入し、例外的取り扱いとする基準は、市場性の有無や安全性の確保 といった曖昧なものではなく、明確化し、極力限定すること

との指摘を踏まえ、研究開発事業等の内容、規模等を見直しプロジェクト全体の効率化を図るとともに、 裨益する企業に相応の負担を求める等、更なる効率化を図るべきである。

政策評価結果の活用状況

本施策の必要性及び有効性は認められるものの、研究開発プロジェクトの効果的な実施との結果を踏 まえ要求段階において見直しを行った事業についても、予算の効率的な活用という観点から更なる精査 を行い所要額を措置。

所				音	国土交通省	į	政	策名	ョ然火音に 青報等の提っ	よる16 供及で	び観測	則・通	信体は	こめ、 制を3	文家								(当	单位:百万	5円)
								o l	。 うち、自然 <u>?</u>								22年度				23年度				
					会計	組織(1	勘定)	項					事項					要求額	・要望額合計	政	府	案	政策i 反	呼価結! 映	果の額
予	算	*	学	目	一般会計	気象庁		観測予報等業	美務費		の気象	象情			減する :必要		23,194 (22,479)		22,912 (22,267)			21,206 20,579)			- (-)
政	策	စ	概		自然災害による国 るため、防災情報等 る。					達成	見し し	よう	٤.	する	目材				予報誤差):323k 発表までの時間			0km (22 3.0分		3年度)	
目た	標を め	達 の	丸す 手	る段	数値予報等の技術開	引発の推進及	なび観測点(の充実・強化 等	争	目を	標 <i>0</i> 測	D 道 定	すす	度 る	合り方法	大 各年原	度の実績により記	平価する。							

|白妖災実による神宝を軽減するため 写象

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

我が国では、台風が年間平均で10.8個接近し、2.6個が上陸し、毎年甚大な被害を受けている。また、地震による強い揺れや津波による被害も多数発生している。これらの被害を軽減するためには、施設等ハード面の対策もさることながら、発災直後からの救援・救助活動や住民の避難行動を支援するための気象情報、地震津波情報等の防災情報の一層の精度向上、情報伝達体制の充実が必要である。

② 政策の有効性

平成20、21年度は、複雑な動きをする台風の影響により台風中心位置予報の誤差が増大したが、本施策の着実な推進により、平成12年度以降長期的には改善傾向を示している。また、地震発生から地震津波情報の発表までの時間についても平成17年度に比べ21年度は約15%改善され3.7分と目標に向け、順調に進捗しているといえる。

③ 政策の効率性

気象情報や防災情報の一層の精度向上及び情報伝達体制の充実にあたっては、システムや回線の高速化・効率化を図るなどの対応を計画的に行うとともに、予測等に必要な 観測データについて、他機関の観測データを活用するなどにより、コスト縮減に努めている。

④ 予算要求への反映内容

平成23年度予算要求においては、気象情報や防災情報の一層の精度向上及び情報伝達体制の充実のため、数値予報モデルの高度化に向けたシステム整備や、緊急地震速報、 津波警報等の高度化・迅速化に必要な予算要求を行った。

財務省の考え方

① 政策の必要性

自然災害による被害軽減を目的とした、気象情報や防災情報の一層の精度向上及び情報伝達体制の充実は、国民の生命・財産・生活に直結する重要な課題であり、着実に実施されるべきものである。

② 政策の有効性

予報精度向上のためのシステム・機器の整備、技術開発などを通じて、予報誤差の縮小や情報伝達時間の短縮などに成果が認められる。引き続き、達成しようとする目標に向けた取組みが必要である。

③ 政策の効率性

気象情報や防災情報の一層の精度向上及び情報伝達体制の充実にあたっては、システム・機器の計画的な整備、運用の効率化及び他機関の観測データの積極的な活用によるコスト縮減や、予算執行調査の結果を踏まえた高層気象観測経費の要求額の縮減により、効率化が図られていると認められる。

政策評価結果の活用状況

国民生活の安定・安全のため、引き続き、自然災害による被害を軽減するための気象情報や防災 情報の一層の精度向上及び情報伝達体制の充実に努めていくことは重要であることから、本事業の 必要性は認められるため、必要な予算を措置した。

なお、予算措置に当たっては、政策コンテストの評価結果を踏まえ緊急性の高い機器更新等に限 定して措置するなど、予算の効率化を図ったところ。

所			A	4 1	環境省		政	策	廃棄物・リサ (うち、国内)	トイク	ル対	策の	推進										(単作	立: 百万F	円)
171				֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓	垛况 自		政	ж 1	「うち、国内」	及び国	国際的	りな循	5 環型	』社会	の構築	築)	22年度			23	3年度				
					会計	組織(勘定)		項				事項					要求額	i·要望額合計	政	府	案	政 策 評 反	価結果 映	の額
予	算	和	¥	■ .		環境本省 地方環境	# ** OF	廃棄物・リ 推進費 地方環境	サイクル対策 対策費	廃棄に必	物・リ要な	Jサイ 経費	(クル	対策の	の推進	<u>隹</u>	426		456			382		Δ 1	10
政	策	တ ႏ	概 勇	更	循環型社会形成推選 型社会の構築を図る 国際的な循環型社会	とともに、コ	ミゼロ国際			達月	或し	ょ	うと	する	5 目	標	平成27年度①資源生 ^ト 」) 基準年(平成12年度)()最終処分	↑量 23(百	万
目た	標を め	達成の	뷫する 手 月	る ^行 交	循環型社会形成推進 3Rイニシアティブの打 を通じ、国際協調の:	進基本計画領 推進及び「新 推進及び途	等の着実なだって 「・ゴミゼロ国 上国の循環	施行。 国際化行動計 型社会づく	·画」の実行等 Jの支援。	目 を	標 測	の 定	達 成	t 度 る	合 方	い法	①資源生産性、②循环		、③最終処分量						

① 政策の必要性

- ・これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要。
- ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」に従い、各種施策を推進しつつ、計画の普及を図ることが必要。また、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組のさらなる推進、地域循環圏の形成による地域活性化につなげること等が必要。
- ・世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

② 政策の有効性

- ・平成19年度における資源生産性及び循環利用率は平成12年度に比べて上昇、最終処分量は減少しており、平成27年度目標に向けて着実に進捗。
- ・循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することで、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握、具体的な施策への反映が可能となっている。
- ・廃棄物管理に関する我が国の知見・経験を活用した3R推進のための国別戦略の策定 支援等を行うことで情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上 の取組が進展している。また、二国間協力の推進による具体的な3R活動の実践の推進、 国連への協力による世界的な議論への貢献により、幅広い範囲を対象にした3Rの推進 に効果的であった。

③ 政策の効率性

- ・循環型社会形成推進基本計画の進捗状況及び目標の達成状況を検証し、施策に反映 していくことは計画の推進を効率的に実施していくために重要。
- ・アジア等における3Rの推進に関しては、国際機関が実施する活動との連携を図っているほか、我が国の地方自治体、NGO等の民間団体、関連学会等とも連携・協力し、その知見・経験人材を活用して効率的に推進している。

④ 予算要求への反映内容

・政策評価の結果、一定の効果が見られるものの、引き続き政策の推進を図る必要があることから、事業の見直し等を行い、予算要求した。

財務省の考え方

① 政策の必要性

循環型社会形成推進基本計画に従い、各種施策を推進し、循環型社会の形成を図ることは持続可能な社会を実現するために必要。

日本国内だけでなく、国際的にも循環型社会の形成を推進していくため、我が国の知見・経験を広めていくことが必要。

② 政策の有効性

資源生産性などの各種指標は着実に目標に向けて進捗していること、毎年度、循環型社会形成 推進基本計画の進捗状況を点検することで進捗状況を定量的に把握し、具体的な施策への反映を 行っていることから政策の有効性は認められる。

③ 政策の効率性

循環型社会形成推進基本計画の進捗状況及び目標の達成状況を検証し、施策に反映している ことから政策は効率的に実施されていると認められる。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果にて、引き続き政策を推進する必要があるとされているが、一部指標は既に目標の数値を達成していることを踏まえ、事業内容を精査し、所要額を措置することとした。

1 25				盔	防衛省		ᇔ	策 名	防衛装備品	整備	Ħ											(単位:百	万円)
וכז				В			цх	束 石	(うち次期輸	送榜	_幾 C-	2(仮	称)))			22年度			23年	度			
					会計	組織(勘定)	Į	Į.				事項	Ī				要求都	頁·要望額合計	政	府 案	政策反	評価紀映	き果の 額
予	算	[7	科	目	一般会計	防衛本省		航空機整備	費	航雪	空機0)購力	くに必	多要な	経費		(38,391		37,393			Δ 66
政	策	တ	概	要	航空自衛隊の現有の 活動等の任務に主体 2(仮称))を取得する	本的かつ積極	ー1)の減極 のに対応	界に対応し、国 するため、次期	際平和協力]輸送機(C-	達	成し	、よ	うと	: す ·	る 目	標	C-1の減勢に対応す する。	トるととも	に、国際平和協力	力活動等の	任務に主体	的かつ	積極的に	こ対応
	標を め				高い搭載能力、航続 る。	 性能及び速	度性能を	 寺つCー2(仮科	下)を取得す	目を	標測	の 定	達り	或 度 る	方	ייט ,	平成25年度までに開 い、平成26年度以降 等を確認する。	発段階に部隊に	こおける飛行試験 こおける戦術輸送	等により飛等の作戦選	行性能や発展用における	&行特性 6効果的	等の確認	認を行の確立

① 政策の必要性

「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議 |決定)において、自衛隊は、島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・展開し、迅 |速に対応するものとし、実効的な対処能力を備えた体制を保持し、また国際平和協力活動に適 切に取り組むため、輸送能力等を整備することとしている。そのため、C-1の減勢に対応して、 |高い搭載能力及び航続性能を持ち、実効的な活動が可能な装備品を搭載することができるC -2(仮称)を取得する必要がある。

② 政策の有効性

C-2(仮称)の導入により、各種事態への対応、国際平和協力活動等により実効的に対応す ることが可能となる。

③ 政策の効率性

C-2(仮称)の整備は、C-1の減勢に対応して所要機数を確保するとともに、各種事態等へ |の対応、国際平和協力活動等により実効的に対応する効果を得る上で必要かつ妥当なもので ある。

また、海上自衛隊の固定翼哨戒機(P-1)との共同開発により、開発経費を削減しているとと もに、量産機の取得・維持にかかる経費の低減を図ることにより、効率的に取得することとして いる。

4 予算要求への反映内容

航空輸送態勢の維持及び国際平和協力活動等により主体的かつ積極的に対応する効果が |得られると見込まれることから、平成23年度概算要求において、所要の要求を行った。

方 財 務 省 考 え മ

① 政策の必要性

本事業は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月17日 安全保障会議及び閣 議決定)を踏まえ、島嶼部における各種事態への対応等への対処能力を確保し、国際平和協力活動等 における空輸任務の向上を図るため、C-1の後継として、C-2(仮称)を整備するものであり、必要性 が認められる。

② 政策の有効性

本事業は、C-1と比較して、搭載貨物量は約3倍、航続距離は約4倍であるC-2(仮称)を取得するも のであり、例えば、小牧からハイチまで運航するのにC-130で3泊4日かかるところを、C-2(仮称)では 1泊2日で可能となり、より迅速に人員や物資を展開させることが可能となるなど各種事態や国際平和協 力活動等へより実効的に対応することが可能となり、有効性が認められる。

③ 政策の効率性

本事業は、機体搭載エンジン2機分(4台)を一括取得することにより、経費の低減が図られており、効 率性が認められる。

4) その他

本事業は、C-2(仮称)の取得後、部隊における運用実績・成果等を踏まえ、事後検証を行い、集中調 達による取得経費の低減や部隊運用時の維持・整備にかかる経費の効率化に向けた検討を行う必要が ある。

政策評価結果の活用状況

事前評価結果における「取得・維持にかかる経費の低減を図ることにより、効率的に取得する」の趣旨 に鑑み、エンジン2機分の一括取得による経費の低減を図ったうえで所要額を措置することとした。 なお、本件においては、その構成品の一部を海外から購入する必要があるため、為替変動を考慮し、 政府案は要求額に比し減額となっている。

(注)22年度当初予算額、23年度要求額及び政府案における計数は、契約ベースであり、初度費を除く金額である。